
令和7年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

令和7年6月18日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和7年6月18日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|-----------------------------|--|
| 日程第1 | 議案第32号 | 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について |
| 日程第2 | 議案第38号 | 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 議案第39号 | 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第40号 | 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第33号 | 町道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第34号 | 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第35号 | 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第36号 | 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第37号 | 令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第41号 | 高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 発議第2号 | 核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書 |
| 日程第14 | 議員派遣の件 | |
| 日程第15 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について | |
| 日程第16 | 閉会中における議会運営委員会活動について | |
| 日程第17 | 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について | |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | 議案第32号 | 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について |
| 日程第2 | 議案第38号 | 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 議案第39号 | 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第40号 | 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第33号 | 町道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第34号 | 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第35号 | 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第36号 | 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につ |

いて

- 日程第9 議案第37号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約について
- 日程第11 議案第42号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 発議第2号 核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	永友 良和君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	田中 義基君	16番	古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	徳永 恵子君	事務局長補佐	永友 優一君
議事調査係長	宮本 敦子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君

地域政策課長	……………	山下 美穂君	危機管理課長	……………	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	鳥取 和弘君
町民生活課長	……………	岩佐 康司君	健康保険課長	……………	井戸川 隆君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	濱本 生代君
上下水道課長	……………	松浦 郁雄君	教育総務課長	……………	日高 茂利君
社会教育課長	……………	濱本 明俊君			

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 議長、14番。おはようございます。

令和7年第2回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、昨日6月17日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の追加議案が提案されます案件は、議案第41号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約について、議案第42号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）の合計3件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、議場で詳細な説明を求める旨の発言がありました。

また、議案とは別に、発議第2号核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書についての1件があります。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、追加議案3件及び意見書を追加提案することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川 誠） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第32号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

○議長（古川 誠） 日程第1、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について及び日程第2、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）から、日程第4、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を議題といたします。

本4件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長は議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15番。おはようございます。特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

令和7年第2回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました案件は、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）、そして議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）の計4件でございます。

審査日程は6月12日と13日の2日間、13日のみ委員1名欠席、議長を除く委員13名出席で、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から議案、予算書、説明資料等を基に説明を受け、委員から質疑がありました。

それでは、その説明趣旨と質疑についての審査の経過及び結果の報告を特筆すべき要件についてのみ報告をさせていただきますが、この報告、質疑、答弁、討論の要旨の細かなニュアンスについては、どうしても十分表現できておりません。そこは全員出席での委員会でしたので、どうぞ御理解、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

まず、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてです。

農業政策課から、運営基盤の強化、維持管理等の効率化を目的に、令和8年4月から新富町水道事業を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が承継し、効率的な経営を行うため、規約の変更をするものと説明がありました。

質疑に入り、職員配置はどうかとの質疑に、経営統合であり、体制は変わらないとの答弁。

統合による他市町村の負担額に変更はとの質疑に、1市4町の負担金の算定については、現在の企業団の区域内に係る経費の負担金であり、新富町の水道事業に係る経費は新富町のみが負担をすることになるので、負担額が増えることになるものではないとのこと。

また、なぜ、今、統合する必要があるのかとの質疑には、企業団一部給水開始から37年経過し、施設も老朽化している。安定的な水の供給のための施設更新も計画されており、維持管理経費の節減を図る必要もある。今後、企業団の技術者等職員の不足という問題も発生することになり、それぞれの市町村の負担をなるべく増やさないためにも、この際、新富町水道事業の技術職員等の力を借りて経営していこうということだとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ、賛成討論があり、採決に移り、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

健康保険課から、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、財源更正をするだけのもとの説明がありました。今後、保険税も令和15年度に県内で統一することとされており、県と市町村間で協議が進められているが、県が算出している将来の試算では、本町においても税率の引上げが必須であるという現状とのこと。保険税の統一時期までにはまだ時間があることや、基金の残高の状況等を考慮し、検討した結果、本年度につきましては、基金を繰り入れることで税率を据え置きたいと考えているとのことでした。

質疑に入り、15年の合併するまでに、この基金は持ちこたえられるのかとの質疑に、現在、激変緩和措置はあるが、今後の状況も変化していくだろうし、今、明確に大丈夫だとの答弁はできかねるとのことでした。

質疑を終え、討論を求めましたところ、賛成討論があり、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

上下水道課から、今回の補正は建設管理課が施工している町道東光寺・鬼ヶ久保線の道路改良工事により、計画路線が、水道事業の鬼ヶ久保中継ポンプ所の敷地の一部にかかることから、その土地の収用に伴う土地の売却代金を受け入れるもとの説明がありました。

質疑に入り、この施設の解体撤去費用はどちらが持つのかとの質疑に、売却費用とともに解体撤去費用として道路管理者から補償してもらうことになるとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ、賛成討論があり、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

これも上下水道課から、この報告ちょっと長くなりますが、今回の補正は、公共下水道の全体計画区域における污水处理構想の見直しを行うもので、いわゆる認可区域と言われます事業計画区域以外の区域において、今後の污水处理の整備の方針や下水道整備エリアを確定していくもので、事業計画区域以外の全体計画区域の住民に対し、アンケートを行い、住民の意向調査及び効率的な污水处理構想を検討していくもとの説明がありました。

質疑に入り、これは下水道全体計画区域にも事業認可を受ける方向で進めていきたいということかとの質疑に、そうではなく、現在この地域は下水道ではなく、補助金を出すことで合併処理浄化槽に変えることの推進をしている。このアンケートは、もちろん町民の意向は大事だが、たとえ下水道への変更の意向が強くても、どのようにつなげていく必要があるのかとか、どのくらいの費用がかかるのかとかの検証が要ることの周知をしてもらうために行う必要があるものとのこと。

アンケートを取れば、どなたもが下水道につなげたいと答えるに決まっているし、合併処理浄化槽を個人で管理するより、下水につないで公の管理に委ねたいと考える向きが多いのではないかと質疑に、アンケートは、つなぐかつながないだけでなく、つなぐに

当たっても個人の負担があるということも示しながら実施するもの。費用対効果も示しながら、慎重にアンケートを作成していくとのこと。

今後、全体計画区域に下水道を接続するとなると、施設建設等にどのくらいの費用がかかるのかとの質疑に、試算だが、建設工事だけで約118億円と見積もられているとのこと。

既に下水道接続区域については決着がついていて、もうこれ以上広げないと啓発してきた案件だと思っていた。接続しない要素が強いのに、なぜ今さらなのかとの質疑に、事業計画区域以外のまだ認可を受けていない全体計画地域について、今後、進めるかどうかについては、これからのまちづくり等の場での協議になっているので、それを確定させるためにも、アンケートを取り、汚水処理構想の見直しを行う必要があるものとのこと。

1,500万円を使ってまでやる意味があるのか、しなきゃならないものだったのかとの質疑に、国、県から下水道の見直しを強く言われている。高鍋町は全体計画地域があるのに、いつまでたっても事業を進めないが、するのかしないのかを明確にするようにとの指導も来ているので、これに取り組まざるを得ないものとのこと。

これまでの全体計画区域を取り下げて、現在の事業計画区域を全体計画に変更するためには、これがないと国、県がこれを認めてくれないのかということなのかとの質疑に、国、県からはそう指導を受けているので、そのように受け取ってもらって構わないとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたところ、4名の委員から、この予算が通ってしまって、アンケートで接続要望が多かった場合、事業を進めなければならないのでは。そうであっても予算上、事業実施は到底不可能であり、このアンケートをする意味がない。過去に、これ以上は接続できないということを町民に公言してきたことから、アンケートを取ってしまうこと自体大変なことだ。アンケートを取るにもお金がかかるし、慎重にすべきで、接続希望が多かったらどうするのかを考えずに行うのは無謀だ。手続上、致し方ないのかとも思うが、やっぱり必要のない、無駄だと思われるアンケートに貴重な税金が安易に使われてしまうことは、しっかり議会が審査していることを理解してもらうためにも考える必要がある等々の反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に移り、賛成少数で原案は否決すべきものと決しました。

以上、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果の、委員長としての報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

この案件には賛成しますが、内容がつかみにくい状況です。その理由は、新富町の水道事業が、合併するというか、参入するというか、実態がつかみにくい状況です。一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が大変な状況に陥っている状況は把握できました。本来なら参加自治体でのしっかりした方針を取るのが望ましいとは思いますが、やむを得ない状況であるとの判断をしたところです。

この案件とは別物であるとの認識はあるものの、一ツ瀬川パイロット事業については、国や県の更新事業となる大きなお金が動いてまいります。その際、農業者負担が大きくなることは避けるべきであり、広域水道企業団とは関係ないではなく、暗礁に乗り上げる時期がいずれ見込まれます。今、しっかりとした方向性を見いださない限り大変な状況になると考えますので、お願いをして、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算について、賛成の立場で討論を行います。

高鍋町は、住民の国民健康保険税を引き上げないという立場をしっかりと持ってこられたことに、まず感謝を申し上げます。国保加入者が減る中において、そういった方針を持って基金をしっかりと有効活用されていることは、私は本当に敬服せざるを得ない状況であります。この案件においても、しっかりと国保加入者の税金を、国保税を上げないという考えの下にされていると判断をいたしまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

使っていないものを処分するとのことですが、内容をお聞きすると、残地については利用する可能性も示唆をされました。住民に不足のないようにしっかりと調査をお願いして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論をいたします。説明を聞く限り、これは国土交通省の考え違いだと思います。下水道事業の枠を広げることはする必要がないと考えているからです。

今まで下水道事業と合併浄化槽事業でかなり住みやすいまちづくりは推し量られたと私は判断をしております。また、これから拡大をすれば、住民の負担はと考えると賛成はできません。

住民アンケートを取るにしても費用がかかりますし、住民が賛成となれば、莫大な費用負担が強られることは委員長報告でもございました。現在、個人で払っている下水道使

用料と合併浄化槽管理費用には差がありますが、合併浄化槽となっている家庭では、少なくとも外に排出する水に関しての関心度は高いと思っております。

河川浄化に関しては、地域婦人会をはじめ、長年関心を持って、洗剤使用などについて学習をしまっていました。その経験があるからこそ、下水道事業についても関心はありました。対策工事と推進工法では、3倍の費用負担となることなど、国土交通省に問い合わせたこともございました。今回はぜひ一度立ちどまり、国土交通省や県との話合いで解決できることをお願いして、反対いたします。

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。議案第40号に関しまして、先ほど委員長としての原案否決の報告をいたしました。

ただ、これは、私個人としては不本意なものですので、この場で、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、これ案件否決を決めましたのが、ひとえに質疑の時点での、これは委員長の力不足ですが、委員と執行部との質疑、答弁、これの趣旨の確認が不足していたんじゃないかなと、がゆえの結果だというふうに思っております。

委員はアンケートの必要性和その是非、それにつながる下水道の接続の拡張に焦点を当ててしまったものと、それと執行部についても、答弁につきまして、そのアンケートの部分についての必要性、部分について若干曖昧のまま、この事業の必要性についての答弁というのが、これがちょっと曖昧だったのかなというところも気になります。そういう結果分、核心部分についての説明というものがしっかり委員につながっていなかったんじゃないかなというふうに思っております。

決して接続を広げる方針をつくるというもののための事業ではなくて、これ以上、事業認可区域を増やすことはできないんじゃないかなということについての確認のために必要な事業だと、ものとして行うものだというので、この予算については必要じゃないかと思ひまして、原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論終わります。

これから議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立少数と認めます。したがって、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）については否決されました。

日程第 5. 議案第 3 3 号

日程第 6. 議案第 3 4 号

日程第 7. 議案第 3 5 号

日程第 8. 議案第 3 6 号

○議長（古川 誠） 日程第 5、議案第 3 3 号町道路線の認定についてから、日程第 8、議案第 3 6 号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてまで、以上 4 件を議題といたします。

本 4 件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1 番、日高正則。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 7 年第 2 回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 3 4 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について外条例の一部改正が 2 件、議案第 3 7 号令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）中の関係部分についての 4 件です。

審査日程は 6 月 1 3 日、1 6 日、1 7 日の 3 日間、委員 7 名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第 3 会議室にて審査を行い、執行部から詳細な説明を受けた後、委員から質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に説明趣旨と質疑について、その特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第 3 4 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

総務課から説明を受けました。国家公務員と同様に、仕事と生活の両立支援の拡充の実施項目として、育児時間の取得パターンの多様化等、進めることを目的とした地方公務員等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が今年 1 0 月 1 日に施行されることに伴い、条例の一部を改正すること。

質疑に入り、委員から、部分休業は無給休暇だが、本当に取る人がいるのかとの質疑に、今まで取った職員はいない、別の方からもそういった声があるということを上のほうにも伝えていきたいとの答弁。

委員から、条例改正内容で、1 時間単位、3 0 分単位で取得可能とあるが、1 5 分単位で取得できるということは可能かとの質疑に、そういうことはできないとの答弁。

委員から、繁忙期とかにはどうなるのかとの質疑に、本人の申請どおりに行うとの答弁。

質疑を終了し、討論あり、議案第 3 4 号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 5 号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてです。

総務課から説明を受けました。今年 1 0 月 1 日から全業種を対象に、子の年齢に応じた

柔軟な働き方を実現するために、妊娠・出産の申出時や、子が３歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取、配慮を行うことが事業主に義務づけられた。国家公務員、地方公務員についても、この改正規定に遅れることなく実施することが求められていることから、条例の一部を改正すること。

質疑に入り、委員から、本当に規定どおり運用できるかとの質疑に、規定どおりに実施していきたいとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第３５号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第３６号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてです。

福祉課から説明を受けました。宮崎県が実施する重度障害者医療費公費負担事業の補助対象者拡大に伴う改正で、重度心身障害者医療費助成の対象者に、精神障害者保健福祉手帳１級を所持する方を追加するものです。県内自治体一斉に、令和７年１０月から運用を開始する予定との説明。

質疑に入り、委員から、精神障害者保健福祉手帳１級は、社会参加が可能かどうかの質疑に、長期入院されたり、施設で生活されたりで、地域で在宅で生活していくのは困難な状況であるとの答弁。

委員から、今は擁護する人がいるけど、擁護する人がいなくなった場合、対応できるかとの質疑に、擁護する家族がいない状態になった場合、様々な在宅福祉サービスを受けながらにしても地域で生活していくことが困難な場合、施設入所になるのではとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第３６号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長の報告を終わります。

これから１議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第３４号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３５号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３６号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3 番。おはようございます。文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 7 年第 2 回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第 33 号町道路線の認定について、議案第 37 号令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）中、関係部分についての 2 件です。

審査日程は 6 月 13 日、16 日及び 17 日の 3 日間、委員 7 名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第 1 会議室にて審査を行いました。

それでは、議案第 33 号町道路線の認定について説明します。

建設管理課の所管になります。執行部から議案説明資料を基に、タブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。

今回は、登記簿上で土地の所有者が高鍋町で幅員 4 メートル以上の 4 路線を新たな町道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の認定を受けるとのことで、各路線の場所、幅員、延長等を説明。

質疑に入り、中鶴（7）線、馬場原下（1）線は、開発行為がされるところなのかの質疑に、開発行為がされるところであると回答。

水除下（5）線、水除下（6）線は、住民から要望があって町道にするのかの質疑に、ここは町道に認定しないと建築確認が下りないためと回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第 33 号町道路線の認定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....

午前10時34分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） すみません、訂正をさせてください。

「中嶋（7）線」を「中鶴（7）線」と言ったそうであります。「中嶋（7）線」と訂正させてください。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 33 号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長の議案第33号から議案第36号に関する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第33号町道路線の認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第33号町道路線の認定について、賛成の立場で討論を行います。

建設管理課より説明がありました。いずれも賛成できると考えました。私は2回にわたりトリアージをお願いしました。だからこそではありますが、計画的な道路管理を町民に示していただきたいと考え、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号高鍋町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第34号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

日本は女性を大切にできているか、子育てがしやすい国かを問われると、残念ながら私は違うと思わざるを得ません。それは、世界のアンケート結果にもしっかりと出ているようです。仕事と家庭の両立については、確かに少しはよくなりましたが、まだまだだと私は思います。条例をつくったから、変えたからといって、本当に働く人に寄り添った内容でしょうか。子どもが3歳になるまで、子育てを楽しめる環境が必要だと思います。そのためには、その家族だけではできません。社会全体が子育て応援できる環境づくりをしていただきたいと要望をいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号高鍋町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第36号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

新たに精神障害者に対する項目が設置されました。これは長年の課題でした。しかし、状況に変化がないと私は感じます。問題は、精神に障害のある家族は悩みが尽きません。なりたくてなったわけではないのにと涙をこぼして、自分たちが亡くなった後のことを心配されています。もし、兄弟姉妹がいれば、いずれは背負うことになる状況を何とか解決してほしいと私は考えます。医療費を使わせない状況とするのか心配ですが、ぜひ考えていただきたい事案です。よろしくお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第37号

○議長（古川 誠） 日程第9、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。引き続き、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について報告させていただきます。

まず、危機管理課です。交通安全対策費で、令和6年度末をもって交通指導員1名の退職者を予定し、予算を編成しておりましたが、3月に入りまして、急遽体調不良により1名退職者が出たことから、退職功労金及び交通指導員の制服1名分を追加するものとの説明。

次に、消防施設費で、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の給水区域内において、火災が発生した場合に、水利が不足する箇所に消火栓を毎年1基設置しておりますが、企業団より、消火栓設置に係る本管及び消火栓立上げ部の継手部分の耐震化を要請され、今年度より耐震化を進めるため、増額補正を行うものとの説明。

質疑に入り、委員から交通指導員の配置はできているのかの質疑に、今回、退職された方の後任も決まっております。予定していた退職される方のほうも決まっておりますとの答弁。

委員から一ツ瀬のほうの水利関係で、消火栓設置工事とあるがとの質疑に、今後、町が新たに設置する消火栓については耐震化を進めていくとの答弁。

次に、総務課です。議事録作成システム手数料については、令和7年度当初予算を編成する際、6年度の実績を参考としたが、今年4月になってから3月分の利用時間実績が25時間を超えていることが判明。議会事務局へ確認したところ、3月と9月は、議事録作成システムを使用する機会が多いため、20時間を超える可能性が高いとのことであった。このようなことから、今年9月分から30時間、月にプランの変更を行う必要が生じたので、今回、不足額を補正すること。L2スイッチの購入については、3月に行われた業者点検の結果、老朽化していることを指摘されたことに伴い、更新することとなったとのこと。

質疑に入り、委員から、配線を間違ったら大変なことになるので、どのような対策をしているのかとの質疑に、部屋自体に鍵をかけて入れない状態になっているとの答弁。

次に、町民生活課です。歳入について、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に

について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業に応募し、補助事業者として採択されたためとのこと。

歳出について、環境施策に係る最上位計画となる高鍋町環境基本計画に、地球温暖化対策を目的とした3つの計画を包含した計画の策定を目的とする委託料等を計上するとの説明。

質疑に入り、委員から環境基本計画等策定委員会で、学識経験者はどこを考えているのかとの質疑に、宮崎大学教授を考えているとの答弁。

委員から、人選を重要視してほしいとの質疑に、町議会総務厚生常任委員長、各種団体代表の方等、町の実態を知る方を住民代表として、合わせて12名以内で組織し、計画を策定していきたいとの答弁。

委員から、区域施策編はいつまでという予定とかあるのかとの質疑に、4つを合わせた形で、計画期間は10年という形を考えている。原則5年で見直し、環境問題であるため、情勢に応じて見直しを行っていくとの答弁。

委員から、策定委員会はどのような権限を持つのかとの質疑に、事務局が提示する計画案等について協議し、決することになるとの答弁。

次に、福祉課です。歳出で、社会福祉総務費で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ること等を目的とした、居住支援協議会設立に係る諸経費を計上している。財源は、居住支援協議会等活動支援事業補助金、国10分の10を充当しているとのこと。老人福祉費で、シルバー人材センターの入り口の外側に、手洗いの場を新設するため、工事請負費19万円を計上しているとのこと。

児童措置費、子ども・子育て事業費で負担金補助及び交付金、補助金のICT化推進事業補助金150万円は、放課後児童クラブにおけるICT化を推進する事業に対して補助金を交付するとのこと。明倫児童クラブ、高鍋西小学校放課後児童クラブ、なでしこ児童館の3か所がこの事業を実施する予定との説明。

質疑に入り、委員から居住支援協議会が立ち上がったら、高鍋町社会福祉協議会が受けるのかとの質疑に、主なメンバーとして、福祉課、建設管理課、健康保険課、高鍋町社会福祉協議会、不動産業者、県の建築住宅、児湯福祉事務所の方がメンバーとなり、協議会の運営等については、町が担うことになる。相談窓口として、高鍋町社会福祉協議会のほうが事務局的立場で関係者を集めて対応を協議したり、福祉課と一緒に進めていくとの答弁。

委員から、相談があった人だけ相談をするのかとの質疑に、相談窓口で調整して対応していくとの答弁。

委員から、具体的な相談を受けた件数は何件かとの質疑に、住まいに係る相談件数は集約していないとの答弁。

委員から、居住支援の講師はどこを呼ぶのかとの質疑に、関東周辺から2人ぐらい来ても対応できるように予算計上しているとの答弁。

次に、健康保険課です。歳入について、雑入、子ども活動支援金として、公益財団法人ライフスポーツ財団、一律100万円、自治体が取り組む小学生以下の子どもが運動に親しむ環境やきっかけづくりを支援するとのこと。

歳出について、スマートウェルネスシティ推進費として、SWC市長研究会への職員出席による負担金の増、運動・スポーツ習慣化促進事業として、キッズ健幸アンバサダー事業の実施によるもので、東小・西小各1学年を対象。運動の大切さ、児童に期待する役割の講義、オリンピック・パラリンピアンによる運動教室、児童による家族・親族や住所の人等へ運動の大切さを伝え、運動実施を働きかける活動との説明。

質疑に入り、委員から講師謝礼、オリンピック・パラリンピアンとあるが、どなたかある程度決まっているのかとの質疑に、現時点では決まっていないが、過去2年度は、オリンピックとして、北京オリンピックの銀メダリストの朝原宣治氏、パラリンピアンとして、車椅子ラグビーリオパラリンピック銅メダリストの庄子健氏、同じく車椅子ラグビー元リオ日本代表で、日本パラリンピック委員会とアジアパラリンピック委員会のアスリート委員長の三阪洋行氏に務めていただきました。今年は、別の方になる可能性はあるとの答弁。

委員から、運動教室講師2名、講師補助者2名になっていますが、これは高鍋町から出るとか、オリンピックの方々の付き添いが出るとかの質疑に、講師のアスリートの方々が指定した方で、必要があれば、講師の方がその方を選定して一緒に講義をしていただくという形になります。

委員から、小学校は1学年を対象ということですが、今年はどのような成果を期待して予定しているのかとの質疑に、子どもを基点として、大人たちに運動実施を広めることを目的としております。宮崎県が教育振興基本計画で定めている県民の運動スポーツ実施率は現状50%、目標60%ということなのですが、その目標値をクリアするぐらいの効果との答弁。

委員から、キッズ健幸アンバサダー講座運営業務委託はどこに委託するのかとの質疑に、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会という団体が企画運営を提供しているとの答弁。

次に、財政経営課は歳入のみです。特別交付税、国の地域おこし協力隊、地域活性化企業人に係る地方財政措置が見込まれる特別交付税を補正計上、財政基金繰入金は、補正予算編成に当たり、財源が不足する額を財政調整基金から一般会計に繰り入れるもの。ふるさとづくり基金繰入金は、地域商社出資金、環境基本計画等策定事業、立地適正化計画策定事業に、ふるさとづくり基金から繰り入れ、充当しているとのこと。

町債について、農業債は青木地区既設排水路改修事業、源泉施設改修事業に充当、道路橋梁債は東光寺・鬼ヶ久保道路改良事業等ほかに充当、住宅債は舞鶴団地外壁等改修事業等に充当との説明がありました。

継続費については、教育総務課所管の教育施設等騒音防止対策事業について、令和7年度、令和8年度、2か年度にわたり事業を実施するとの説明。

地方債補正について、地方債を起こす場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならないとされており、地方債の追加及び変更の補正を行っているとの説明。

質疑に入り、委員から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の小中学校給食費の補助の額の根拠はとの質疑に、中学校の給食費の無償化事業や給食費の高騰を抑えるための一部補助で、それに対して、今回、交付金を充てているとの答弁。

委員から、財政調整基金とふるさとづくり基金の累計の金額を見ると、約半分ぐらい使うということで大丈夫であるかとの質疑に、令和6年度の一般会計決算については5億円以上の実質収支黒字となる見込みで、その半分为財政調整基金に積み立てる予定であり、基金残高は約11億円を見込んでいる。ふるさとづくり基金は、令和6年度末の残高は、若干前年度を上回る見込みであるとの答弁。

委員から、ふるさとづくり基金繰入金を充当している紙芝居制作事業はどういう事業かとの質疑に、個人から寄附を受け、秋月種茂公の紙芝居を作ってほしいという依頼があったので、社会教育課でこういったものを作るかをしっかり協議していくとの答弁。

委員から、立地適正化計画策定事業はどのような事業かとの質疑に、建設管理課が、今年度からコンパクトなまちづくりに取り組んでいくので、繰入金を充当しているとの答弁。

次に、地域政策課です。歳入について、総務施設使用料で、高鍋駅舎観光案内所敷地使用料、高鍋駅舎自動販売機敷地使用料、総務管理費補助金で、宮崎県地方就職学生支援事業補助金として、移転費補助分1件で22万5,000円、宮崎県若者応援給付金支給事業補助金として、県独自補助新規1件で22万5,000円。

歳出について、企画費で、空き家調査の強化、グッドデザイン賞の応募に要する経費、移住促進関連の補助金拡充との説明。

質疑に入り、委員から、グッドデザイン賞を受賞することによって、高鍋駅として社会的な価値というのはどんなものかの質疑に、グッドデザイン賞は公益財団法人日本デザイン振興会が主催するもので、受賞することにより、信頼性が増し、高鍋町のブランド化につながっていくとの答弁。

委員から、地方就職支援金で、高鍋町に就職してくれた人に対して使うのかとの質疑に、高鍋町に住所を移した方で、県内の事業所に就職した方が対象となるとの答弁。

委員から、若者応援給付金支給事業補助金で、既存の移住支援補助金に該当しない若者を対象にしたものとの質疑に、1年以上5年未満の若者が該当するとの答弁。

委員から、空き家意向調査はどういうことを聞くのかとの質疑に、建物の現在の使用状況、今後の活用予定、空き家バンク活用の意向などを調査しているとの答弁。

委員から、地方就職学生支援金は、三者見積りを取らなければならないのかとの質疑に、国、県の定める要件により必要との答弁。

これで全て質疑を終了し、討論なし、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)中の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。１１時１０分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（古川 誠） 続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） ３番。文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

議案第３７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第１号）中、地域商社設立に伴う出資金については、６月１３日、１６日の２日間、総務厚生常任委員会と連合で審査を、委員１４名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員の下、第３会議室にて審査を行いました。

執行部から議案予算書説明資料を基に、タブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。また、報告順序は、付託議案審査実施順にさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するのは説明も、質疑、答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

また、今回の審査については、青木地区既設排水路改修工事、中原ため池廃止工事予定地を現地視察しました。

最初に、地域政策課です。議案第３７号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第１号）中、文教産業建設常任委員会が審査する部分は、商工観光部分です。

まず、連合審査の地域商社設立に伴う出資金については、地域商社設立時の会社名、出資金、出資者、設立目的、役員体制、事業内容、目的、定款の案の説明があった。

質疑に入り、高鍋町の役員３名とは、どのような人を指しているのかの質疑に、決定ではないが、町長、副町長、課長を想定していると回答。

取締役その他１名はどのような方なのかの質疑に、三井住友銀行グループの関連会社で役員や社長を歴任された方、元東京三菱ＵＦＪ銀行のロンドン支店などで勤務し、その後、経営コンサルタントとして活躍されている方、現在、食品スーパーの会長を務めている方、高鍋町でふるさと納税業務に携わり、その分野に精通されている方、企業で商品企画や販売促進企画を担当していた方を候補者として打診していると回答。

地域商社への委託料のパーセンテージはどのくらいかとの質疑に、パーセンテージは

6 から 8 を想定していると回答。

その他の令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）中、関係部分については、歳出は、県内就職者の増加を図るために実施する、若者とふるさと就職応援企業の U I J ターン就職者の引っ越し費用に係る県補助金に対する町負担金で、補助上限 1 5 万円に対して町負担 4 分の 1 の 5 名分を計上。物価高騰対策費として、物価高の影響により地域経済や町民の暮らしは厳しい状況にあることから、消費の下支えを目的とするプレミアム商品券発行事業に伴う町の補助金を計上。歳入で、県からの補助である物価高騰等対策プレミアム付商品券と発行事業補助金を計上。

質疑に入り、U I J ターン引っ越し負担金は、県が補助する U I J ターン引っ越し補助金の財源として、県が 4 分の 3、市町村が 4 分の 1 を負担するものとのことだが、県内 2 6 市町村全てに県が補助する事業なのかとの質疑に、財源の 4 分の 1 の負担を行う市町村のみが、この補助金の対象となるとの回答。

今回、計上している地域おこし協力隊 2 名は、どのような内容の仕事をやってもらうのかとの質疑に、観光に携わることをやってもらいたいと考えており、例えば、高鍋町は体験型の観光イベントができていない状況なので、観光資源の掘り起こし等と回答。

次は、教育総務課です。歳出は、令和 7 年度の新規事業として、高鍋で学ぶ全ての子どもたちが、藩校明倫堂の精神の教え、明倫堂から排出されている先人たちの生涯や功績を通して、現在の生き方や起業家精神を学んで、自らキャリアデザインを描ける力を身につけ、将来の社会を担う人材として成長することを目的として、先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業に係る経費を計上。高鍋東小学校第 3 棟の出入口、玄関、屋根、高鍋東中学校体育館前の渡り廊下の経年劣化がひどいことから、全面改修工事を計上。また、高鍋西中学校は、本年度から 2 か年で防衛施設周辺対策事業による防音機能復旧工事、空調設備改修を予定しており、防衛事業ヒアリングのための旅費、工事請負費、施工管理業務を委託するための委託料を計上。

なお、令和 7 年度から 8 年度にかけて工事を実施するが、今年度は第 1 棟と第 3 棟を改修し、工事の完了後に普通教室の調整を行い、令和 8 年度に第 2 棟の改修に着手する予定とのこと。

歳入は、高鍋西中学校の防音機能復旧工事に係る防衛施設周辺対策事業費補助金で、補助率は 6 5 %。令和 7 年度から 8 年度の 2 か年で実施することから、本年度については全体の 2 割分を予算計上。

質疑に入り、先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業の中で、教育推進事業委託はどこになるのかという質疑に、決定ではないが、キャリア教育プログラムの実績のあるようなところをプロポーザル方式で選定したいと回答。

なお、教材の内容はどのようなのかとの質疑に、有識者等を含めた作成委員会を構成し、その中で、構成などを検討した中で、教材としてまとめていこうと考えていると回答。

次は、建設管理課です。歳入は、社会資本整備総合交付金で、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、通学路は、東光寺・鬼ヶ久保線の補助対象費、事業費の50%を補助。防災・安全交付金道路構造物は、前古場・大谷線ほか2線の舗装工事の補助対象費の50%補助。道路メンテナンス補助、橋梁は、橋梁保守工事の補助対象事業の55%補助とのこと。防衛施設周辺道路改良等事業補助は、茂広毛平付・高岡線道路改良工事、雲雀山工区の補助対象事業の70%補助とのこと。住宅費補助は、舞鶴団地E棟外壁改修設計及び舞鶴団地F棟外壁改修工事の対象事業費の45%補助とのこと。

歳出では、町単独道路改良費は、町道蓑江・小鶴（1）線舗装状況や、側溝状況が悪いため改良工事を行うための測量設計委託費、その他5路線の工事請負費を計上。社会資本整備総合交付金事業費の工事請負費は、東光寺・鬼ヶ久保線ほか3線。防衛施設周辺道路改良等事業費は、茂広毛平付・高岡線、雲雀山工区工事請負、一級河川小丸川の竹鳩橋架け替え工事に伴う河川協議資料作成及び協議のための費用、川田・竹鳩線事前調査業務の委託料を計上。都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画策定業務委託を計上。舞鶴団地E棟外壁改修設計委託料、舞鶴団地F棟外壁等改修工事を計上。

質疑に入り、立地適正化計画は具体的にどのように計画しようとしているかの質疑に、具体的には今から計画するのだが、2つある浄水場を1つにするとか、公共施設をコンパクトにまとめていくなどの計画を立てたい。交通計画等も併せてやっていくことにもなるので、地域政策課とも連携して計画を立てていくことになるかと回答。

社会資本整備総合交付金事業で、東光寺・鬼ヶ久保線の工事費は計上されているが、今回の工事でどれくらい工事が進むのかの質疑に、今回の工事で約150メートル路体ができると回答。また、東光寺・鬼ヶ久保線の完成はいつぐらいになるかとの質疑に、あと10年ほどかかると回答。

防衛施設周辺道路改修等事業川田・竹鳩線事前調査業務費は、今年4月に九州防衛局へ、令和8年防衛事業概算要望書を提出した資料の一部なのかの質疑に、令和8年防衛施設概算要望書の必須資料は全て提出していると回答。

防衛施設周辺道路改修等事業川田・竹鳩線事前調査業務費用中、河川協議資料は、九州防衛局へ提出する必要がある資料なのかの質疑に、竹鳩橋架け替え工事計画に伴い、河川法の許可が必要なため、事前に宮崎河川国道事務所と協議を行い、申請が円滑に行えるよう資料を作成するもので、九州防衛局へ提出する資料とは関係ないとの回答。

次は、上下水道課です。高鍋町公共下水道全体計画区域における汚水処理構想の見直し業務による下水道事業計画の歳出増に伴う繰出金を増額補正するとのこと。

質疑に入りましたが、質疑なく終了しました。

次は、社会教育課です。昨年度策定いたしました中央公民館の基本計画や、今後の社会教育施設の在り方を検討していく中の懇話会の委員謝礼を計上。蚊口地区学習等供用施設のトイレ老朽化による改修工事を計上。昨年度の二ノ丸文教歴史館の工事において、手をつけていない2階の階段を上がって正面の部分や施設の入り口部分で、持田古墳群や町内

の文化施設などを紹介するコーナーを設けるための改修費用及び1階のトイレの改修工事費を計上。歴史シンポジウム開催に関係する事業費を計上。美術館の館内をLED化するための工事請負費を計上。町営球場得点掲示板システム機器が度々不具合を発生していることから、得点掲示板システム機器更新委託料を計上。小丸河畔運動公園屋内多目的広場等LED照明改修工事を計上。この事業については、市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金として、事業費の3分の1を計上。

質疑に入り、中央公民館の基本計画や今後の社会教育施設の在り方を検討していくための懇話会の委員は、どのような関係者を選ぶのかとの質疑に、自治公民館連絡協議会、社会教育委員などを想定していると回答。

歴史シンポジウムはまだしばらく続くのかの質疑に、町内外の方に本町の先人・先賢をよりよく知っていただきたく、機会として続けたいと回答。

美術館の館内をLED化するための工事請負費は補助金はないのかの質疑に、補助金はないが、脱炭素の低金利の有利な起債を活用すると回答。

最後に、農業政策課です。歳出は、農業振興費で園芸ハウス内の熱中症対策及び農作業の高温被害防止のため、遮光ネット等の遮熱材導入に係る費用の一部を補助する園芸ハウス遮熱対策資材導入支援事業補助金、補助率3分の1、補助上限20万円を計上。農地費では、青木地区の中原ため池の廃止関連事業費及びため池廃止工事に先立ちまして、下流の既設排水路の流量が不足しているので、国、県の改修工事費補助事業により改修するための工事請負費を計上。源泉施設管理費では、源泉施設の貯湯槽——お湯を貯めるタンク、そういう設備、浴槽へお湯を送る設備の改修工事費を計上。鳥獣行政事務費では、ヒヨドリによるキャベツ、ハクサイなどの被害防止のための不織布等の資材に対する補助金を計上。

歳入は、農地費で計上した青木地区の排水路改修工事に対する補助金で、事業費の国55%、県18%補助金を計上。

質疑に入り、青木地区の排水路は現在よりも大きくするのかとの質疑に、かさ上げをする予定とのこと。園芸ハウス遮熱対策資材導入支援事業補助金は、露地野菜の苗などを育てるハウスは対象にならないのかの質疑に、園芸ハウスを対象と考えていくと回答。

排水路改修工事は、中原ため池排水工事の中ではできなかったということですが、ため池の水は、この排水路を流れないということなのかとの質疑に、この排水路は、ため池以外の場所から来る水も流れるので、ため池廃止工事の中ではできなかったと回答。

以上で、全ての審査を終え、まとめに入りましたが、討論の前に、委員より、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、修正の動議が寄せられ、歳出の土木費、土木計画費、公共下水道費、下水道事業会計繰出金1,597万2,000円の削除を求める修正案の提案理由の説明がありました。採決に入り、修正案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、修正案を除く原案、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告といたします。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

.....
午前11時28分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） すみません、最後のくだりのほうで、「都市計画費」のところ、「土木計画費」と言ったみたいでありまして、そこを訂正をさせていただきます。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

次に、文教産業建設常任委員長報告における修正案の説明を求めます。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番、兒玉秀人。先ほど、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）が否決されましたので、これに伴い、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、土木費、都市計画費、公共下水道費、下水道事業会計繰出金1,597万2,000円を削除すべきと考え、修正案を提案いたします。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、原案に対する質疑を行います。その後に修正案の質疑を行います。

まず、原案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告及び修正案に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告及び文教産業建設常任委員長報告における修正案に対する質疑を全て終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

なお、これは修正案に反対の意にもなりますので、よろしくお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。少し長くなりますが、お許してください。

理由は、土木費、道路橋梁費、委託料110万円の予算は、竹嶋橋建設に向け、国との協議資料を作成する費用ですが、高鍋町の財政を圧迫するような竹嶋橋建設については反対といたします。

まず、竹嶋橋建設計画は、防衛省レスキュー道路の有利な補助制度があっても、高鍋町は10億円以上の負担を強いられます。キャノン誘致の借金返済も終わっていない高鍋町の財政状況では、町民の生活予算に悪影響が出るのは避けられないと考えます。

次に、インフラ整備の優先順位は、小中学校の老朽化した学校校舎の整備や町道整備の要望書が100件以上出されています。存続の署名活動のあった勤労者体育館も閉館が余儀なくされています。そのほか、防災など、町民の生活に直結するインフラ整備を優先すべきであって、高鍋町には橋を建設するような余裕などありません。

今の子どもたちが学ぶ学校校舎の老朽化は激しく、教育環境はひどいものです。雨が降れば雨漏り、渡り廊下に水があふれ、滝のように流れます。排水が悪いため、校舎の至るところに水がたまり、教室の床はへこみ、補修工事で継ぎ当てをしている状態と聞いております。この現実には議員は目を背けてはなりません。高鍋町は防衛省の再編交付金や長寿命化の予算で改修工事をしていますが、文教の町を提唱するのであれば、自主財源であろうと、早急な学校校舎の整備を進めるべきです。それに、竹嶋橋は、木城や川南の住民の利用度が高く、両町にも費用負担を求めるべきです。高鍋町が単独で費用負担をするべきではないと考えます。

そして、今の日本を取り巻く状況は、少子高齢化の人口減少時代です。近い将来、税収減少の財政運営に危機感を持つほかの自治体では、新規のインフラ整備を抑制しています。黒木町長がこだわる竹嶋橋建設は、時代に逆行する政策と考えます。建設費や維持管理費の負担が、今後の高鍋町の行政運営に重くのしかかることになります。町長は、竹嶋橋の建設計画を高鍋町民に十分な説明もなく、強引に進めようとしています。町民の生活予算に大きく影響する竹嶋橋建設計画は、町民の声を聞く住民説明会を開き、町民の総意の下、事業を行うべきと考えます。

町長は、3期、無投票により当選したことで何をしてもいいと思っているようですが、とんでもない思い上がりです。町民に詳しい説明、住民説明会をしない町長の姿勢は、民主主義政治において大変危険なことです。

町長は、竹嶋橋を命の道と呼び、町民が転落して亡くなったことを理由に建設を強行していますが、事故後の安全対策や整備事業は何もしておりません。緊急時に救急車が走行する命の道という自覚があるのなら、2トン以上の車両制限や車幅制限など、通行規制を強める必要があるのに、事故当時のまま放置してあります。それに、子どもたちの安心・安全を理由とするなら、危険な橋を通学路として使わせないよう、スクールバスや通園バ

スなどの対策や努力をしなければならないのに何もしておりません。これでは行政の怠慢としか言いようがありません。

このような理由から、町長は町民が亡くなったことや子どもの危険性を利用して、自分の名誉欲のため、竹嶋橋建設を強行しているように見えてしまいます。ましてや、町長がいつ壊れてもおかしくない橋と言われますが、そのような状況になるまで橋の改修工事や安全対策を怠ってきた行政責任を差し置いて、町長自らが高鍋町の怠慢を認める発言をしております。恥ずかしいことだと思います。

最後に、今回の地域商社設立により、ふるさと納税の寄附額が上がれば、高鍋町の財政が安定し、橋の建設費用は大きな負担にはならないとの議員の声がありますが、これ以上議員はだまされてはなりません。今まで町長は、眉唾な政策で成功した試しはありません。30億円も投資した企業誘致の7年で竹嶋橋ができるという議場での町長の発言もうそでした。

そのほか、町有地の商工会館建設や自治体新電力計画、観光協会の駅管理の問題にしても、高鍋町に余計な負担を強いることばかり考えているように見えます。町長の言うことが事実であれば、ふるさと納税の実績を上げ、その後に竹嶋橋建設計画を実行してほしいと思います。ふるさと納税が毎年30億円も上がるのであれば、防衛省の補助がなくても、橋は建設できるはずです。しかし、残念ながら、町長の言うことに信憑性はありません。

以上のことから、竹嶋橋建設に関する予算の委託料は認めることができません。よって、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については、反対といたします。

以上です。

○議長（古川 誠） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）修正案について、賛成の立場で討論を行います。

議案第40号に関しては、反対討論を行いましたので、残りの一般会計にはやむを得ない賛成であると、ここで申し述べておきたいと思います。

キッズ健幸アンバサダーについて。委託先の詳細報告資料を要望したところ、即タブレットへの報告をいただきましたことに、まず、お礼を申し上げたいと思います。

この案件の中には、反対すべきではないかと思われる会社設立のための出資金600万円があります。高鍋町は、今までどおりの事務職員を配置しながら委託する会社を設立し、その会社の仕事の内容も、我々議員には詳細な内容も分からず、ふるさと納税の中から、2%から4%程度の利益を新たな会社につぎ込むというのですから、こんな滑稽な取引はないと考えます。

もし、万が一、ふるさと納税が10億円を切ることになったら考えると、高校生までの医療費無償化や中学校給食費無償化など、これまで町長が行ってきた住民サービスはできなくなります。また逆に、ふるさと納税が20億円になった場合、会社の利益は膨大で

す。一旦利益を手にとると、人間は欲深くなるものです。そこで返礼品について、いろんな、高鍋町ではできないものを返礼品としたりされると業務が停止されます。そのチェック体制は、高鍋町職員にはあるのでしょうか。

また、竹嶋橋架け替えに関しては、私は反対している状況ですが、会議規則の在り方において賛成せざるを得ないので、苦言を呈して賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を起立によって採決します。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は可決、文教産業建設常任委員長の報告は修正です。

まず、文教産業建設常任委員会の修正案について、起立によって採決します。文教産業建設常任委員会の修正案に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第 37 号令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）の修正案は可決されました。

次に、只今修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第 37 号令和 7 年度高鍋町一般会計補正予算（第 1 号）の修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 41 号

○議長（古川 誠） 日程第 10、議案第 41 号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第 41 号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回の工事請負契約に関する予算は、令和 7 年第 1 回定例会に提案し、可決いただいておりますが、国の社会資本整備総合交付金及び県の第 81 回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金を活用し、令和 9 年（2027 年）に本県で開催される国民スポーツ大

会の軟式野球青年男子の試合会場となる高鍋総合運動公園野球場の改修工事を行うものでございます。

契約の目的、高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち、建築一式工事。工事場所、高鍋町大字北高鍋3882番地1、高鍋総合運動公園野球場。契約方法、指名競争入札。契約金額、1億6,610万円。契約の相手方、宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役社長、増田祐介でございます。

この契約の相手方につきましては、6月5日に行いました4者による指名競争入札で決定しておりますが、参考までに、指名した4者を申し上げますと、株式会社岩切建設、有限会社多田工務店、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設でございます。

財政経営課からの詳細説明は以上です。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。社会教育課より、工事の詳細について御説明を申し上げます。

本施設は、昭和54年に開催されました宮崎国体以前の昭和52年に建設され、建築後48年が経過をしております。そのため、本部席や各設備が経年劣化によりまして傷んでいるところも多くあることから、令和9年の国スポ軟式野球会場として使用するに当たり、使用上の問題がないように、本部席建屋はそのままに、間取りの一部改修や照明器具、トイレ等の設備の改修工事を行うほか、老朽化しているバックネットの改修や、1塁側、3塁側、観客席の塗装、防水工事についても行うこととしております。

図面を添付しておりますので、御覧ください。

1ページ目が、工事の全体平面図になります。赤く着色している部分が、今回、工事を行う箇所となります。

続きまして、2ページを御覧ください。

上段が本部席の改修前、下段が改修後の平面図となります。シャワー室をなくしまして、控室等の充実を図っております。また、これまで本部席内のトイレは浄化槽が故障したことから使用不能となっておりましたが、トイレの改修も行いまして、使用できるようにいたします。

また、エアコンにつきましても、新たに設置をいたしまして、施設の利用環境を向上させたいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。

バックネットの立面図ですが、緑色が現在のもので、赤色が改修後のバックネットになります。バックネットを支える支柱ですが、現在、腐食が進んでいるため、支柱をやり替えることとしております。また、支柱をやり替えるに当たり、本数を減らし、観客席からの視認性の向上を図りたいと考えております。また、バックネットの高さも、改修前は10メートル弱の高さから改修後は13メートルとしまして、約3メートル高くなることから、観客や隣接する道路、駐車場への場外への飛球を減らし、安全性も高めたいと考え

ております。

工事の説明は以上となります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。2枚目の、説明資料の2枚目と言ったほうがいいですね、説明資料の2枚目の、今度、新しくするのが、多分、赤で書いてあるところだろうと思うんですけども、ちょっと気になるのはトイレについて、女子用のトイレが男性と一緒になっているというのは、ちょっと気になる状況なんですよ。やはり、この頃は女性のマネジャーというのも増えてきましたし、中に入ってくる状況もかなり予測されるのではないかなというふうに思うんですよ。やはりこのことについては、もっと配慮する必要があるのではないかと考えますが、どうでしょうか。今から設計変更というのは可能なのかどうか、そして金額的に、設計変更した場合、また金額も変更になるのかどうか、ちょっとそこを確認させていただけたらと思います。

それから、バックネットの高さについては高くしたということなんですが、この支柱について、これからどれぐらいの期間を持つのか、どういう資材で造られるのか、やはりそこが一番気になる場所だと思うんですよ。これから南海トラフというのを考えていく中で、あそこの野球場のそばは非常に堤防も低い箇所であります。だから、そういうことを考えたときに、やはり海からの、南海トラフのものがちゃんとやってくる可能性もありますので、やはり支柱に関しては、地下のほうをどれだけしっかりとしたものにしていくのか、材料をどのようなものにしていくのかというのは非常に気になる場所なんです、そこについてしっかりと答弁をお願いできたらと思います。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。まず、トイレの配慮ということでございますけれども、当然、施設に男性・女性というものがあつたほうがいいということで、今回、男性用・女性用という形で配置をさせていただきました。

これまで、以前のトイレは、それこそ入り口も1か所で、大便器・小便器があるような形だけのトイレだったので、今回、男性用・女性用という形では配慮をして分けたところでございます。ですので、言われるとおり、入り口の工夫とかは、今後、協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

それと、バックネットの支柱の関係ですけれども、当然、ワイヤでの、今回、つり下げ型のバックネットにするわけですが、材料、素材等については十分耐え得る、長年使用できるようなものという形では考えておりますので、そこで何年使用できるかというのは、ちょっと今、手元に資料がないので分からないんですけども、それなりに頑丈なものを造っていくという形では考えております。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。落札リスト、一括発注となっていますけど、分離発注はできなかったのか、お伺いします。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。落札率についてお答えをいたします。
落札率は94.9%でございます。

以上です。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。分離発注ができなかったのかということですが、当然のことながら、分離発注も検討の中、課の中でもずっと検討しておったんですが、工事の期間、スケジュールを2月までには何とか完了させたいということで、そうなったときに、業者が増えますと、どうしてもその打合せ等に時間を要するということになってしまいますので、どうしてもそのスケジュールを一元的に行い、工期の短縮を図るという意味で、今回、一括発注とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。設計図のことで質問なんですけれども、バリアフリー化、座席のバリアフリー化、特に車椅子の観覧がこれでできるかどうかということなんですけど。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。現在も3塁側、1塁側のスタンドに関しては、車椅子で入っていただけるような形の設計には、現状としてなっております。

○議長（古川 誠） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 心配しているのが、バックネットの支柱がありますけど、それは座席にはかからないということですかね。

○議長（古川 誠） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。座席にかかることはございません。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに

賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第４１号高鍋総合運動公園野球場改修工事のうち建築一式工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第１ 議案第４２号

○議長（古川 誠） 日程第１、議案第４２号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第４２号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、最近の物価の変動等を考慮し、選挙の円滑な執行を図ることを目的とした、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が本年６月４日に公布、施行されたことに伴い、同法の基準に準拠している本町の選挙管理委員会が選任する選挙長との非常勤特別職の報酬の額を同法の基準に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

選挙長の報酬を「日額１万８００円」から「日額１万２,２００円」に、投票所の投票管理者の報酬を「日額１万２,８００円」から「日額１万４,５００円」に、期日前投票所の投票管理者の報酬を「日額１万１,３００円」から「日額１万２,８００円」に、開票管理者の報酬を「日額１万８００円」から「日額１万２,２００円」に、選挙立会人の報酬を「日額８,９００円」から「日額１万１００円」に、投票所の投票立会人の報酬を「日額１万９００円」から「日額１万２,４００円」に、期日前投票所の投票立会人の報酬を「日額９,６００円」から「日額１万９００円」に、開票立会人の報酬を「日額８,９００円」から「日額１万１００円」に引き上げることとしております。

なお、７月に執行予定であります第２７回参議院議員通常選挙から適用する必要がございますので、この改正に伴い、不足が見込まれる費用についての補正予算についても、今回、追加提案させていただいているところでございます。

説明については以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第42号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第43号

○議長（古川 誠） 日程第12、議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,970万2,000円を追加するものでございます。

補正の内容についてでございますが、歳出の総務費は、先ほど可決された高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う投開票管理者等の報酬改定による増額。民生費は、令和6年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定した後、本来、給付すべき支給額に不足が生じた方等に不足額を給付する事業費及び事務費の計上。農林水産業費は、高鍋温泉源泉井戸ポンプに、温泉中に溶け込んでいる成分が不溶性となって付着し、温泉水をくみ上げることができなくなったことによる修繕料及び補償金で、歳入は国・県支出金及び財政調整基金繰入金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 12時になりましたが、このまま会議を進めます。

続いて、担当課長の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、福祉課関係部分について詳細説明を申し上げます。

配付資料を御覧ください。資料3ページ目になります。

令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、令和5年12月以降、①の住民税均等割非課税世帯に対する1世帯7万円の給付から、⑤定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付のうち、（1）当初調整給付まで

一連の給付事業を実施してまいりました。今回の追加補正は、⑤の（２）不足額給付に係る事務事業費を計上するものです。

それでは、不足額給付の概要について説明いたします。

最後のページを使います。２枚めくって５枚目になります。

不足額給付の対象者についてです。今回の給付は２種類ありまして、Ⅰを不足額給付Ⅰ、Ⅱを不足額給付Ⅱとそれぞれ称しています。

まず、不足額給付Ⅰは、当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基に推計額を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に差額が生じた方、不足する分を万円単位に切り上げ、支給するものです。

給付の対象となり得る方の例として、令和５年所得に比べ、令和６年所得が減少した方、子どもの出生、配偶者の離職等により、扶養親族等が令和６年中に増加した方、令和５年中、無収入で、令和６年中に収入が発生した方、例えば、令和６年４月から社会人になられた方などがあります。

次に、不足額給付には、これまでの低所得者向けの給付や定額減税のいずれも対象とならなかった方、次の３つの要件を全て満たす方に対し、原則４万円を支給するものです。

１つ目に、令和６年分所得税及び令和６年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロであり、本人が定額減税対象外の方。２つ目に、税制度上、扶養親族の対象とならない方。３つ目に、一連の低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当しなかった方。この３つの要件を全て満たす方が対象となります。

給付の対象となり得る者の例として、青色事業専従者、事業専従者、白色の方、合計所得金額が４８万円を超える方があります。

それでは、説明資料先頭ページに戻ります。

歳出補正の総額ですが、８,１５６万７,０００円です。事業費として、負担金補助及び交付金、補助金７,９１４万円を計上しております。不足額給付Ⅰが１,６５８件、４,６２２万円、不足額給付Ⅱが８２３件、３,２９２万円の給付を見込んでおります。残り事務費総額は２４２万７,０００円で、内容は記載のとおりでございます。

歳入は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しており、全額国庫負担となります。

以上、福祉課関係部分に関する詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。議案第４３号令和７年度高鍋町一般会計補正予算（第２号）、農林水産業費について詳細説明を申し上げます。

予算書は１０、１１ページでございます。

農林水産業費の源泉施設管理費において、修繕料及び補償金を計上しております。また、経過をまとめたものを追加説明資料のフォルダに入れておりますので、御覧いただきたい

と思います。

この補正予算につきましては、5月28日、地下140メートルに設置しておりますポンプが、お湯をくみ上げることができなくなったことによるものでございます。温泉からの連絡を受け、源泉施設を確認したところ、お湯をくみ上げる管の閉塞は認められず、ポンプへの電気は流れておりましたので、ポンプ自体は動いているものの、温泉に含まれる成分が固形化したもの、いわゆる温泉スケール、こちら持ってきておりますが、こういう硬いものでございます。これがポンプに付着することによって、温泉をくみ上げることができなくなっているものと推測し、新規ポンプの手配をしたところでございます。

温泉としましては、地下水と水道水を沸かして営業を継続することとしたため、1日に必要となる水道280トンと重油800リットル分に係る費用、約15万円の2分の1、7万5,000円を1日当たりの補償金として計上したものでございます。

また、ポンプは温泉用に特化したポンプで、在庫として保管しているものではございません。当初、納品まで4か月かかると言われましたので、一日も早い復旧のために、不具合の発生している現在のポンプを引き上げ、ポンプメーカーの工場に送り、温泉スケールを除去し、オーバーホールをするため、修繕料を合わせて計上したものでございます。

オーバーホールには、1か月はかかる見込みで、温泉スケールの付着等、ポンプの状況によっては、不測の日数を要することも考えられますので、補償料の積算につきましては、8月末までの営業予定日数82日で算定をしたところでございます。しかしながら、昨日、温泉から休業を検討しているとの連絡がございました。営業する場合の補償1日7万5,000円を、従業員の給与の1日当たりの額を根拠とした休業補償、1日13万1,000円に切り替えた場合、7月中に復旧、営業再開できれば、休業補償にも対応が可能であると確認し、現在計上している補償金の額615万円のままで提案をしているものでございます。

なお、万が一、7月末までの復旧が困難となった場合につきましては、新たに補正予算を編成し、議会にお諮りする予定としております。

詳細説明につきましては、以上でございます。

○議長（古川 誠） これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） まず、福祉のほうからちょっとお聞きしたいんですが、福祉のほうの最後の説明資料ですよね。これで見ると、不足額給付対象者についてということで、多分、名簿はもう作成してあるものと思いますけれども、これは税務課から名簿を頂くということでもよろしいのでしょうか。そして、本人からするのか、その辺のところをきちんと説明していただければというふうに思います。

それから、農業政策課のほうの源泉異常の経過報告、先ほどお伺いしました。だから、ポンプを引き上げて、本当にスケールがあるのかなのかということも含めて、いつ改善できるのかということについては、また話合いの上でということでは休業補償にするのか、

それともちゃんと電気代とか、そういうものを支払ってやっていくのかということについては、また後でしっかりとした報告があるものとは思いますが、先の見えない状況ではないのかというのがちょっと気になる場所なんです、それについてはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

.....

午後0時11分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。今回、この追加補正の補助金の額を算定するに当たりまして、現時点では名簿等はありません。課税台帳等を使いまして、この、先ほど説明した要件の中から該当する見込みの方を抽出し、金額を計算しておるところでございます。

不足額給付1につきましては、令和5年の課税情報、それと令和6年の課税情報、こちらを比較すれば金額は出ますので、そちらのほうにつきましては、それぞれ個人に対しまして確認書を送付いたしまして、確認書が戻ってきましてら順次給付をしていくということになるかと思います。

それから、不足額給付2のほうなんですけど、こちらシステムの方で該当するであろう方を抽出していくんですけれども、こちらに対しましては、その方々に申請書を送りまして、申請書にいろいろな添付書類を頂いた上で、実際、福祉課のほうで税務課と一緒に審査を行いまして、該当すれば給付という流れで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。先ほど温泉側の意向について、休業を検討しているというお話いたしましたが、昨日、また電話で確認したところ、町のほうの休業補償が出していただけるものならば、20日からでも休業したいというような意向でございました。

温泉につきましては、昨年の同時期、13日までの集計でございますけれども、営業日数につきましては2日増えているんですけれども、入湯者数につきましては7%の減、入湯者は7%でございますけれども、売上げにつきましては、温泉が28.9%の減、売店が33.5%の減、レストランにつきましては21.9%の減ということで、3割ほど売上げが下がっている。このままいくと営業がずっと継続できるものではないという判断をされたということでございます。明日は休業日ですので、もし議会のほうでこの補正予算を可決いただければ、もう今日で休業をするのではないかとこのように考えているところでございます。

先がなかなか見えないというお話がございました。確かに、まだポンプは中のほうに、140メートルの地下にあるところがございます。しかしながら、毎年ポンプを引き上げて点検を行っておりますので、今回、大体の傾向は分かっております。温泉スケールが付着したことで、それが邪魔をしてお湯をくみ上げられないんだろうというようなことは推測しているところがございますが、できるだけ早い復旧を目指して、いろんな可能性を試しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほど福祉課長の答弁で、やはりかなり事務的に煩雑な状況というのが出てくるんじゃないかなということが予想されますが、それについてはしっかりと、国からのそういった事務補助というのは出ているのかどうか、私、知りたいんですよね。というのは、ある市長さんがこのインターネットで上げていましたけど、みんな、国は自治体に押しつけて、もうそれ以上の事務量が膨大になっていると、何を考えているんだといって、国に対して苦言を呈しておられました。

だから、必要以上の事務量に関しては、ある程度、国に対しても補償してほしいということを、こちらのほうからきちんとした説明をする必要があるのではないかなと思います。が、町長はこのことに対してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、もう一つ、今、温泉の件について補償していくとなると、今まで3割ぐらい減になっていたと、やはりかなり厳しい温泉の運営状況というのを見る限り、休業したほうが町から頂けるからありがたいと考えていらっしゃるのかどうか、私も、ちょっと分かりませんが、このまま休業が続けば、もう温泉は運営しないというような状況が出てきたら、私、非常に、いろんなことを改善して、温泉のお金も高鍋町は多額を使っている状況の中で、もし温泉が、休業がずっと続いていくという状況になれば、私は休業補償をずっと続けていかなければならないのかという疑念にずっと駆られているんですが、そのことについてはどのように町長はお考えなんでしょうか。お伺いします。2点。

○町長（黒木 敏之君） 福祉に係る費用については……

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。当然、福祉に係る費用については、国に要望してまいります。

それから、温泉につきましては、私が就任して大変な赤字、大変な借金、もう貧死状態の温泉をどう運営するかというのがのしかかってきたわけです。

まずは、その後に二度のレジオネラの発生も起こるという、途中休業もせざるを得ない状況が二度ございました。幸いなことに、その状況をメモリード宮崎様が全て引き受けてくださると、借金も赤字もということで、ありがたいことです。しかも、コロナ禍になって赤字で運営されているんだらうと思いつつも、工夫されて、まず葬儀のお弁当の拠点として、あるいは法事をあそこで行う等、様々な工夫をされながら運営をしておられます。

町は、温泉の源泉につきましては所有しています。それは、やはり鉱業権というのを町が認められて持っておりますので、それはもう民間に渡すべきではないだろうという判断から、町が持ちます。不慮の事故というのはどんな事業でも起こりますが、地下の、くみ上げて様々なトラブルがあります。それに備えて、一度事故があったときは、今度はポンプを2つ備えるとか様々な今後工夫をしてまいります。

また、今回の休業についても、ポンプが直るのが7月末までには直るだろうという想定されていますので、そこまでは非常にお世話になっている温泉に対して敬意を表しながら、町としても一緒にこの困難を乗り越えていこうという状況にあると判断しております。

○議長（古川 誠） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。職員の体制等の関係ですけれども、今回、職員の人件費としては、職員の時間外手当のみの計上となっております、この給付事業に関して会計年度任用職員を新たに任用するとか、そういったことはやっておりませんので、当然、現状、福祉課の職員が総出で対応するということになります。

いろいろネット上でも、この給付事業について自治体の主張とかが、やっぱり自治体に事務を押しつけて、もう相当、その労力を割かれているというような状況は伺っておりますが、結構、その給付件数が多い市とか、そういうところは外部の事業者へ委託したりだとか、そういったことだとか、あと会計年度をたくさん雇ってやるだとか、いろいろ工夫はされておりますが、それにいたしましても、やはり給付に関する問合せだとか、いろいろなことがやっぱり参りますので、結構、やっぱり苦労しているのは実情でございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

只今議決されました議案第43号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に御一任いただ

きたいと思います。

日程第 13. 発議第 2 号

○議長（古川 誠） 日程第 13、発議第 2 号核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番、日高正則。発議第 2 号核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会総務厚生常任委員会。

只今から読み上げます。

2020 年 10 月 24 日、国連において 122 か国の賛成で採択された核兵器禁止条約の批准国が 50 か国となり、同条約は 2021 年 1 月 22 日に発行されました。2017 年にこの条約への調印、批准が開始されて以降、国際社会において前向きな変化が生まれたことによるものであり、核兵器の禁止、廃絶につながるものであります。

このような中、2025 年は被爆 80 年という節目の年ですが、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えております。一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や緊迫する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど、大変厳しい状況にあります。

こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められております。よって、国におかれましては、唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名批准を行い、それまでの間はオブザーバーとして、締約国会議及び検討会議に参加するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 18 日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第15. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第16. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第16、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第17. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第17、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これで、令和7年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員